

豊中市結核定期病状調査事業実施要綱

(目 的)

第 1 条 結核登録者の病状等を把握し、結核の再発及び二次感染を防止するための調査を実施するものとし、その実施についてはこの要綱の定めるところによる。

(調査対象者)

第 2 条 調査の対象者は、豊中市内に居住する結核登録者であって、公費医療負担制度、管理検診等により、保健所がその病状を把握していない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 結核患者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 医療費の公費負担の申請を行っていない者
 - イ 医療費の公費負担承認期間が終了した後に継続申請を行わなかった者
 - ウ その他治療を中断していると市長が認める者
- (2) 管理検診を必要とする者であって保健所が検診結果を把握していない者
- (3) その他市長が必要と認める者

(調査の実施等)

第 3 条 市長は、調査の対象者が受診した医療機関に結核定期病状調査報告書(以下「調査報告書」という)(別紙様式)を送付する。

- 2 前項に定める報告書の送付を受けた医療機関は、当該報告書に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、医療機関から提出された調査報告書の内容を確認し、必要があると認めるときは、調査報告書の内容を結核登録票に記入する。
- 4 市長は、調査報告書を確認し、必要があると認めるときは、調査の対象者に対し、訪問指導等結核予防上適切な指導を行うものとする。

(報告書の支払)

第 4 条 市長は、医療機関から提出された調査報告書が適正であると認めるときは、医療機関に対し、調査報告書 1 件につき 3,000 円を支払うものとする。

(個人情報保護)

第5条 医療機関は、調査の実施に伴い、個人情報を取り扱うときは、豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)第11条に規定する受託者の義務を遵守しなければならない。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。